長与町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

上記議案を提出します。

令和2年3月3日

長与町長 吉 田 愼 一

提案理由

児童福祉法(昭和22年法律第164号)の規定に基づく放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第63号)の一部を改正する省令の施行に伴い、所要の改正を行うもの。

長与町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を 改正する条例

長与町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年 条例第33号)の一部を次のように改正する。

第10条第3項中「都道府県知事」の次に「又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市の長」を加え、同条第5項ただし書中「補助者」を「補助員」に改める。

附則第3条第1項中「平成32年3月31日」を「令和5年3月31日」に改める。 附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、附則第3条第1項の改正規定は、令和2年4月1日から施行する。